

経営会議の内容

件 名	大和市下水道条例の一部改正について
所 管 部	都市施設部
日時・場所	平成24年10月23日（火） 10:35 ～ 10:55 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、消防長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、都市施設総務課長
提 出 理 由	第2次一括法の施行に伴い、公共下水道の構造基準等を条例に定める必要が生じ、大和市下水道条例の一部改正案を下水道運営審議会へ諮問するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・公共下水道の構造については、下水道法施行令等に定められ、全国一律であったことを考えると、本市の条例改正内容は参酌基準と同一ということによいか。 （所管部）現在まで、国の基準により下水道事業を円滑に運営し、問題となる事項も発生していないため、国の基準のとおり条例改正する予定である。 ・本市では、下水道の構造基準を既存の条例に追加する改正を行うとしているが、新規に条例制定を予定している市もある。条例の改正ではなく、新規に制定するのはどのような理由によるものか。 （所管部）新規に条例を制定する予定の市に問い合わせたところ、既存の条例に構造基準を追加すると、条例が非常に複雑な構成になってしまうため、構造基準については、新規に条例を定めることが適切であると判断したとのことである。 ・下水道の構造基準を市の条例で定めることで、下水道事業で不具合が起こった場合に、市の責任が問われることはないのか。 （所管部）下水道構造令で定められているのは構造の基本的要件である。構造の詳細については、個別に設計して施工することには変わりはなく、責任については、現在と変わらないものと認識している。
会議結果	案のとおり、進めていく。